

3070 3068-1/2 3069 3067 3123 3163 3260
 489年8月9日 雄略23年8月
 雄略天皇は、己未巳の年（四八九）八月九

第五十六章 〔天竺国九州の天皇〕 継体天皇

雄略天皇は、己未巳の年（四八九）八月九
 日に崩御された。（雄略記）

それは、雄略天皇二十三年のことであつた

雄略二十三年八月七日条。第一表参照
 雄略天皇薨去後、星川皇子は天

下位に登らうとして大蔵の役所を奪つた。
 大伴室屋大連は、大蔵を取

リ囲み、外から防ぎかためて火を放ち、焼

き殺してしまつた。として記されてゐる
 雄略天皇の遺詔 長大な文章のわりには、

この事件は、あまりにも呆気ない程の
 幕切れだつた。

さて、星川皇子の乱が鎮圧され、皇位
 の継承が皇太子である白髮皇子に奉られたのは、

水は、雄略天皇がなくなつて二ヶ月後の十

月四日のことであつた。
 翌年（四九〇）一月十五日、白髮皇子は、

3126 1/2
 雄略天皇
 と合せてい

44.8.23 (甲) ⑤

3,068^P-2/2

⑤ 3126^P-1/2
に同ス

52504⁺
未4斤

役人やくにんに命めいじて壇場だんばを磐余いはなの薨栗みかくりに設け、即位そくい
清寧天皇せいねいてん（白髮武廣國押稚日本根しらがのたけひろくにおしわがやまとね）
子天皇このすめらみことは、名の通り、日刃日本國（近畿地方）の天皇として、王位につか
れたのであろう。（第1表参照）
即位の年（四九〇）を元年がねんとされた。（紀）

*

された

H4.8.23日
H11.5.3
3076P-1/2
紀下20P
おとア化
桑梓紀下18', 453' 桑語
梓<=>宰

3068P
大伴室屋大連
3080P

3,069P-1/2

室屋と金村については、次頁！
3077P-1/4
紀下18P 未2行へ

あめたて
慌し 79°

継体天皇の擁立

定かでないが、
清寧天皇が即位されたその慌しさもやや収
まった同年（四九〇）末のことであつたろう
か。（以下、第十表参照）
十二月二十一日に、大和国から筑紫国
へやってきた。大伴金村（大連）は、議
つてこう言った。↑↑↑（継体即位前記参照）
丹波国の桑田郡（今京都府北桑田郡・亀岡市）と南桑田郡（今京都府八幡市）に相当する所におよぶ
仲哀天皇の五世の孫（あるいは、乎非王
と、汗斯王とを）不合・鷺鷥（ささぎ）とまとめて教え
てゐるのか、未知（し）ない。の倭彦王が、桑梓
郡は太宰府あたりに相当するといえよう。な
そ、大伴金村（大連）は、さらけ言つた。
試みに、兵士を遣ひ、みこしを夾み衛つて
お迎え申し、立てて人主としたてまつろう。
大連（許勢男人大臣）・大連（物部麁鹿火）
大連（ら）は皆、これに従つて、計の如く
お迎えすることになった。

擁立して、桑梓に即かせらる

人ナリ

主 朔及元1300
③3076¹/₂

③3069¹/₂

継体天皇は、
この時まではまだ王位に
ついでない
③3075¹/₂ ~ 3/2
③3068¹/₂

③3036¹/₂ 末 額11斤
「あひは」

（武烈天皇山崩御後の）

当時マ

父汗斯王の官職を引き継いで、大宰府の長官になっていたのかも知れないが、いうまでもなく想像の域を出るものではない。
 ■なお追って詳述するように、この当時、大伴金村は大連ではなく、連であり、
 ①大伴室屋大連（金村の祖父）が、日辺日本国（近畿）の朝廷に仕え、
 ②大伴金村連が、筑紫国の継体朝に仕え、
 ③そして、大伴金村連が大連になるのは、武烈天皇即位の日である。
 と考えてみたい。
 後年の役職名を朔及させて、ここに大伴金村大連と述べているのであろう。と思われる。
 いや、武烈朝の次に継体朝を配した日本書紀の編纂者たちは、いわば当然のことから、
 話の筋からいって、
 継体天皇即位前後の頃、大伴金村は日大

紀下20¹

紀下20⁷
③3068⁸

3,070^P

とんろ
道走 1636^P

紀下19^D ③3069^D 1/2 13行

連^{つら}であつた^し
と述べ^のざるを得^えなかつたの^のだらう^う

*

ところ^{はる}が^{はる}遙^{はる}かに迎^{むか}えたてまつる兵士^{へいし}達^{たち}を望^{のぞ}み
見^みた倭^{やまと}房^{ふさ}王^{わう}は^は恐^{おそ}怖^うのあま^あり顔^{かほ}色^{いろ}を失^{うしな}い^や山^{やま}
谷^やに遁^{にげ}走^{そう}した^た倭^{やまと}房^{ふさ}王^{わう}の居^い所^{しよ}は^は不^ふ明^{めい}となつ^た

「どうした^しらう^うの^のだらう^うか^か」

大^{やまと}和^わ国^{こく}の都^{みやこ}から遠^{とほ}い西^{せい}域^{いき}の筑^{つく}紫^し国^{こく}へ^へう^うち

揃^{そろ}いやつてきていた大^{おほ}臣^{おみ}・大^{おほ}連^{むらじ}をはいめとす
る朝^{あさ}臣^{みこ}達^{たち}は、このま^まま帰^{かへ}還^{かへ}するわけにもいか^か

す、一^{いっ}ー^ーただ^{ただ}た^た困^{こん}惑^{かく}するばかりだ^だつた^た。
年^{とし}が改^{あらた}まり、清^{せい}寧^{ねい}天^{てん}皇^{わう}の二^に年^{ねん}（四^よ九^く一^{いつ}）と

な^なつた^た。一^{いっ}かし、西^{せい}の口^{くち}大^{やまと}倭^わ国^{こく}の^の大^{だい}王^{わう}は^は下^{くだ}

未^まだ決^きま^まつてい^いな^なか^かつた^た。
一^{いっ}月^{げつ}四^よ日^{にち}、大^{おほ}伴^{ばん}金^{きん}村^{むら}（大^{だい}）連^{れん}は言^いつた^た。

「男^{おとこ}大^{だい}迹^{あと}王^{わう}（後^{のち}の継^{けい}体^{たい}天^{てん}皇^{わう}）は、性^{しやう}な^なさ^さけ

この順に元載されている。
紀下20P3行

宇治谷上320'
井上下10'
紀下20P

3.071P

紀下20P5行

深く、母親孝行である。皇位を継ぐのにふた
め、い。冀はくはぬんごろにお勧め申して
帝業が栄えるようにした。いものです。
物部麁鹿火大連・許勢男人大臣等、皆が賛
同した。(継体紀元年正月四日条参照)

*

一月六日。臣連等は、君命を受けた節の旗
を持ち、御輿を備えて、男大迹王を三國坂

太宰府近傍の

中井の高向であうかへ迎え奉った。
兵士が一旗および御輿を二曲み守り、容儀
いかめしく整えて先払いし、突然到着した。

是に、男大迹王は、ゆったりと平常のごと
く胡床(床机)に腰をかけ、陪臣(けらい)を
召え列ねさせておいでになり、すでに、天

子の風格がおりになった。

即を持った使者らは、その様子を見てか

こまり、心を傾け、命を捧げ、男大迹王を天子にあおい

樟(シヨウ、シヤウ) 小林
生(イ、") 527
業 ヨウ 651
837

H4.8.24(A)
H4.7.7(B)

3072

紀下20
宇治谷上320
井上下 10

紀下20 7~859

で忠誠を尽したリ
とお願ひ申し上げた
けれども男大迹王は、心の内に尚疑いを抱
かれ、すぐには決しかねておられた。
たまたま、男大迹王は、河内馬飼首荒龍を
ご存知になつていた。
昔荒龍は、ひそかに使をたてまつり、大臣・
大連らがお迎えしようとしてゐる真意を詳し
くお伝えした。
その使の者は、二日三晩留り、男大迹王を
説得した。
男大迹王は、その熱意に心を動かされて、
遂に発った。
なお、ここに日途に発ったとあるのだから
ら、男大迹王は、どこかの目的地へ向
かつて出発された、と考えらる。
この物語では、
男大迹王は、天上の国(大倭国)の曰天
照大神の宮へ向かつて下途に出発された。
と仮定してみたい。

おまめ
思ひ巡らす 326' 宇治谷 321'

$$3.073^P - 1/2$$

鏡劍

④ 3,079 未

壬申の乱

浮葉に止まり、水下20

和刻抄628^p 浮羽 = 生葉
豊後口凡土記 359^p はうの 樟脳

一月六日

(4) 3071
959

紀下Z₀^P
未499

一月十二日に、男大迹王は、樟葉宮（くすはのみや）に相当する所へ筑後川上流南岸の日生葉行宮（いくはのかりみ）や豊後国風土記に日田郡糸参照へと一行した。知られたのかも知れない。現在の浮羽、その後（文面には表わされていなか）男大迹王は神所蘇山を経て天上の二月四日、大伴金村（大）連は、跪ぎ、天子の璽符である日鏡と剣（追って述べよう）に、更に造られた神璽の鏡と剣である。うゝをたてまつって拝礼した。だが、男大迹王は、謝しつつも首を横に振ら民をわが子として国を治めるのは、実に容易ならざる事である。その重責に思いを巡らすとき、自分は天子として才能がなく、力不足ですぐどうかよく考えて、真の賢者を選んで欲しい。自分は、到底その任ではない、と言われた。

大伴大連（大伴室屋大連）なの、大伴金
村連（こ）なの、（不明）は、地に伏（ふ）す
くお願いした。明確でない
一かし、男大迹王は、さらに辞退（し）された。
男大迹王は、西（西）（會稽の東冶の方向）
つまり祖先神達（せんじん）がいる（方角）（方角）に向（む）つて譲（や）りた
まふ（こと）三度（みたび）。南（南）（天照大神の宮）か）
と思（おも）われ（る）る（冬）（冬）（天を祭る為の円丘）
（太陽）（太陽）（太陽）に向（む）つて譲（や）りたまふ（こと）二
度（ふたたび）。
（こ）（こ）に、大伴（大）連等（ら）が、こう申し上
げた。
「恐れ多くも私（わが）たちが考えますの、に、あな
た様（さま）は、人民（じん）をわが子（こ）同様（どうよう）に思（おも）つて国（くに）をお治（おさ）め
下（くだ）さる（も）最も通任（とうにん）のおかたです。私（わが）たちも、
宗廟社稷（そうぼうしゃく）のために思（おも）い図（はか）る（こと）を、決（け）してゆ
る（こと）に（こ）致（いた）しません。どうか、衆（しゆ）の者（もの）達の
願（ねが）いをお聞（き）き入（い）れ下（くだ）さい」
男大迹王（おほとのおほきみ）は、もはや辞退（し）できず、
大臣（おほみか）・大連（おほむらう）・将相（まささけ）・諸臣（しよしん）
（こ）と（こ）とく（か）

不明
3070³
末2行

紀小489表
 紀上22° 即位年が元年 3,074^P
 左頁の左と上、元年2月とある

こと

天子前項19 北^{をむ}北^を1316[↑]

紀下22° 15行

私を推すのでは、私は敢えて背くわけにいか
 ない。仰せられ、ついに天子の璽符を受け、是
 の日、天皇位におつきになつた。九州北辺地
 域を統治する倭王となられた。この後、男大迹天皇へ継体天皇は、北へ
 と続く道をとつて、太宰府の地、日御国（都
 へ降つてゆかされた）であらう。
 ■それは、清寧天皇二年（四九一）のことであ
 る。たろうか。（第一表参照）

■そして、
 へ継体天皇即位の年（四九一）を、継体元
 年とされたのであらう。と考へてみたい。
 * 継体紀においては、即位
 の年から元年とされてゐる。

*

「とやめ 1628」
「まときり 1ま」
03080P の中、1/10 しかいかにして、
3/30 まで

201 2
皇朝 139P

3,075P-1/2

(遺跡を)
残して
宇治谷上 293P
紀上 505P
#22 437 (と)

■なお、清寧紀二年二月条と、継体紀元年二月十日条に、ほぼ同様の記事があつて、興味深い。

①清寧紀二年二月条に、
天皇、子無きことを恨みたまひて、乃ち

大伴室屋大連を諸國に遣して、白髮部舍人・

白髮部膳夫・白髮部鞍負を置く。冀はくは、

遺の跡を垂れて(遺跡を残して)後に觀(み)

めむとなりし。

②継体紀元年二月十日条に、
次のよう

水でいる。
「白髮天皇(清寧天皇)は、皇嗣が無かつ

たためで、私(大伴金村大連)の祖父の大伴

大連室屋を遣わし、州ごとに三種の白髮部を

置いて三種といふのは、一つには白髮部舍

人、二つには白髮部膳夫、三つには白髮部鞍

負である。後世に天皇の名を残そうとなさ

し、また。云々

とある。

「清寧紀二年二月は、一、実は、継体紀元年

へ、清寧紀二年二月は、一、実は、継体紀元年

へ、清寧紀二年二月は、一、実は、継体紀元年

室屋 命 3060¹ 3126¹
 紀上504¹ 未3行
 3069¹ 2/2
 3075¹ 2/2
 天つ王改行
 紀上213¹
 43721250
 23行
 宇治谷上293¹
 紀上505¹
 (未)3126¹
 10同文
 紀上505¹
 宇治谷上293¹ (達う解釈)

二月である
 相対関係
 と、いう相互関係を、それとなく述べているのでは
 ううか、などと想像される。

卷末の干支表参照

また、日本書紀の記述に従えば、清寧天皇
 即位の年(元年)は太歳庚申である。

すなわち、翌年の清寧二年が辛酉年である。

日本書紀編纂中のある時期

継体天皇(神武天皇)は、辛酉年の正月

一日に即位され、是の歳を元年とされた

(神武紀参照)

というように筋立てられていたことがあつた
 のかも知れない。

大伴室屋大連・大伴金村大連

日辺日本国(近畿地方)の清寧天皇は、雄

略朝のときと同様

て大連とされた。(清寧紀元年正月十五日祭

参照)

大伴室屋大連は、これ以後も一貫して東の

日辺日本国の大連だったのであろう

で、加ふるべきである
 加ふるべきだったという

③ 3177^P 304^P 3077^P 3/4
3.076^P - 2/2

③ 3177^P 305^P 3077^P 3/4
3.076^P - 2/2

辻褄 1487^P

とある。
なるほど、武烈天皇の次に継体天皇が即位
されたのであれば、大伴金村（大）連
にわたるの継体紀の記述は、辻褄が合っ
てい
もつとも、古事記に継体天皇条の末尾には
「この（継体帝の）御世に、竺紫の君石井
天皇の命に従はずて、礼なきこと多し。かれ
物部の荒甲の大連・大伴の金村の連の二人を
遣はして、石井を殺したまひきし」と記されて
とあって、大伴金村連と記されている。
しかし、日本書紀の記述によれば、
筑紫君磐井の乱（五二七年）当時、大伴金村
はすでに「大連」だった筈である。（第1表参照）
単なる類語なのだろうか。
いや、このような小さな誤りを多数散在
させることによって、後世の読者を混乱させ
真実の歴史を霞のかなたに隠そうとしたよう
にも想像される。

*

④3163? 紀下22? 13
 ④3157? ④3163? 主と 紀年 543?
 ④3076? 主と 紀年 541?

3.077^P-1/4

「決定」次頁9折

鳥臣の反逆事件が起った。
 連らが東の朝廷に駆けつけた時、大臣平群眞
 ③仁賢天皇危篤の報を聞いて、西の継体天皇
 手白香皇后（仁賢天皇の皇女）・大伴金村
 も、金村は未だ連（西の朝廷の連）
 ②日本書紀紀年の継体元年（五〇七）当時に
 記事に於ても「大伴金村大連」と記述された
 大連となったので、時を遡り、継体即位の
 ①とはいえ、後年（武烈天皇即位の年「五一九か」）
 は、大連でなくて連（西の朝廷の連）
 ①本来の継体元年（四九一か）には、大伴金村
 次のように解釈してみたい。
 この物語では、大伴金村（大）連について
 考察しなければならぬように思われる。
 代を想定するとき、少ばかり視点を改めて
 第一表に示すような第一期二朝時

652^P 紀下14? 即位の翌年か元年 ①武烈元年は520?

紀下14^p 29行~

(こと)

3,077^p-3/4

「規定」「後定」前頁

3076^p 13行

とある
いすれにせよ

紀上528^p 4~5行

3163^p 2~4行

「とある」3077-3/4 65行

とある。

太いゴ4

次頁より行

室屋

と対立

この非常時の大伴金村連の武勲を称讃して
武烈天皇（仁賢天皇の太子、手白香皇
弟）が即位された日に、継体天皇は大伴
金村連を西の朝廷の大連とされたのかも知れ
ない。
④（ともあれ）
（継体朝の筑紫君磐井の乱六五
三年）当時、大伴金村は大連であつた
（経緯を仮定）
（連でなく）
（そしてこのようになつてみるとき下）
（これま
で）
（十一月条）
（素直に無理なく理解できるよう
になる。）
（先ず、武烈即位前紀の末尾を見ておこう。）
（こう記されてゐる。）
（更には未だ太子武烈天皇のこと）
（日本に王まさむには、陸下に非ありて誰
ぞ。伏して願はくは、陸下、仰ぎて靈祇
に答へたまひて、景さなる命を弘め宣へ、日
本に光り宅ませ。——是に、太子（武
烈天皇）有司に命せて、壇場を泊瀬列城に設
けて、陟天皇位す。遂に都を定めたまふ。是
の日に、大伴金村連を以て大連とす。

「わけである」次頁
ニレ

3,077^{P-3/4}

三年後 OK 紀下14³
ととに 順13,14号

・つまり、先に述べた武烈天皇が日本
の主として即位された日に、大伴金村連は
大連となつたのだつた。
■ところか、それから三年後の武烈紀三年十
一月条に、奇妙な記述がある。
「大伴室屋大連に詔して、
信濃國の男丁（人夫）を発して、城の像
を水派邑に作れ」とのたまふし
と記載されてゐる。これは、
■日本書紀の筋書き通りで読みとるとき
へ武烈三年当時、室屋の孫の金村が大連
であり、ここに、大伴室屋大連の名
が出るのはおかしい。と
（「日本書紀」(F)日本古典文学
大系、岩波書店、一回頁注十九参照）
■「大伴室屋大連」東の日日日本国
の武烈天皇三年当時、
①大伴金村は、日西の朝廷に（継体朝）の大

下

3,077^P-4/4

不
公
理

不
公
理

「おほ」

⑤ 3163^P

⑥ 3077^P-2/4 65 「解説」 ⑦ 3077^P-1/4 95

連であり、

② 大伴室屋は、日東の朝廷に（武烈朝）の大

連であつた、

と解読するとき、不可解さはなくなる。

ようするに

へ武烈紀三年十一月条に、大伴室屋大連に

の名があつても、~~武烈紀~~矛盾してない

わけである。

日本書紀の筆者達は、錯誤とも見える

この記事（武烈紀三年十一月条の記事）を、あ

えて後代に書き残したのであろう、と推察さ

れる。

*

3067^P

二階宮室 (2840^P)
表 491年 3074^P 3,078^P

まは 2076
まは 3061^{2/3} 499

3251^{2/6}
3331^{2/5}

二と

更^{さう}に造^{つく}られた神璽^{しんせい}の「鏡^{かがみ}」と「剣^{つるぎ}」

日^ひ辺^へ日本^{にっぽん}国^{くに}（近畿^{きんき}地方^{ちほう}）にだけではなくて

久^くく朝^{あそ}庭^{てい}が置^おかれることなかっ九州^{きゅうしゅう}北^{ほく}

辺^への地^ちにも大^{だい}王^{おう}（天皇^{てんわう}）が^がお^おゆ^ゆす^す二^にと^とな

リ、一^い応^{おう}神^{しん}天^{てん}皇^{わう}お^およ^よび^び雄^{ゆう}略^{りやく}天^{てん}皇^{わう}の切^{せつ}な^なる^る願^{ねが}い

か今^{いま}つ^つい^いに^に実^{じつ}現^{げん}した。

こ^こう^うも^もて、九^く州^{しゅう}中^{ちゅう}央^{おう}部^ぶに天^{あま}照^{てらす}大^{おほ}神^{かみ}、東^{とう}国^{こく}（近

畿^き地^ち方^{ほう}）に清^{せい}寧^{ねい}天^{てん}皇^{わう}、そ^そう^うて九^く州^{しゅう}北^{ほく}部^ぶに継^{けい}体^{たい}

天^{てん}皇^{わう}が坐^まさ^され^れて、共^き治^ち二^に国^{こく}家^け。

れ^れる^るこ^こと^とな^なった。

も^もつ^つと^とも、応^{おう}神^{しん}天^{てん}皇^{わう}崩^{ほう}御^ぎの^の時^{とき}（記^きに^によ^よる^ると

三^{さん}九^く四^し年^{ねん}）か^から百^{ひゃく}年^{ねん}は^はかり^り後^ごの^の二^にの^の当^{とう}時^じ（四^し九^く

一^{いつ}年^{ねん}当^{とう}時^じ）あ^ある^るい^いは^はも^もは^はや、天^{あま}照^{てらす}大^{おほ}神^{かみ}は^は一^{いつ}段^{だん}

高^{たか}く祭^{まつ}り^り上^あげ^げら^られ^れて^てい^いて、実^{じつ}質^{しつ}的^{てき}に^には^はす^すで^でに

二^に朝^{あそ}時^じ代^{だい}と^と呼^よぶ^ぶべ^べき^きで^であ^あつ^つた^たか^かも^も知^しれ^れな^ない。

この物^{もの}語^ごで^では^は合^あり^り易^{やす}く^くす^する^る為^{ため}。

よう^{よう}に

二^にに^に日^に第^{だい}一^{いつ}期^き二^に朝^{あそ}時^じ代^{だい}が^が始^{はじ}ま^まつ^つた

と^と解^{かい}と^とし^した^たり。

第一表参照

第五十五章

雄略天

同文 3331-3/5
④ 4677 同文

⑤ 2841

3,079 2835
2839

順風 元 1077
小部 584

紀下 184
17年

⑥ 3061-3

皇へ雄略天皇の遺詔の項において既述
順風満帆、人々の大きな期待を乗せて、快調
な滑り出しを見せた。
天皇の御弟、東の天子の璽符の鏡・剣は
引き続き、東の朝廷に置かれていた。
うと思われ、とすれば、西の天子の璽符
にっしては、一体どう考えたらよいのだろう
か。
第四十「八章へ天孫降臨」の項で、
たように、
へ天孫瓊瓊杵尊（仁徳天皇）が東方へ降
て行かれた時、それから以後は、
天叢雲剣（草薙剣）の二種の神宝が皇
位を象徴するものであった。
と想察される。天孫降臨当時
一かしながら二朝時代を想定して、予め
二組づつの鏡と剣とが造られた筈はない。
急遽、二朝時代を迎えるに当って、
新に誕生する天子の璽符と成す
鏡と剣とを更に造ったのであろう。

所持由3082¹/₂1¹/₂ 後日即座の定 新に 3073¹/₂ 3074¹/₂ 3075¹/₂ 3076¹/₂ 3077¹/₂ 3078¹/₂ 3079¹/₂ 3080¹/₂ 3081¹/₂ 3082¹/₂ 3083¹/₂ 3084¹/₂ 3085¹/₂ 3086¹/₂ 3087¹/₂ 3088¹/₂ 3089¹/₂ 3090¹/₂ 3091¹/₂ 3092¹/₂ 3093¹/₂ 3094¹/₂ 3095¹/₂ 3096¹/₂ 3097¹/₂ 3098¹/₂ 3099¹/₂ 3100¹/₂

と思われ。すなわち雄略天皇の遺詔によつて、東西の二朝が並立することとなつたので、皇崩御（四八九年八月九日）後、更に新たな鏡と剣を造る作業にとりかかつて、翌年（四九〇）十二月二十一日には、その璽符を携え、大伴金村（大）連らが筑紫国へ下つてきており、その次の年（四九一）二月四日、男大迹王（継体天皇）が天子の璽符を受け、是の日に即位された。

※なお、もしかしたら、宇治天皇の正式な即位の爲の鏡と剣とか、作りかけの状態で保存されてゐたのかも知れない。

ともあれ、こうして、東と西の両方の天子が、護身の御璽である鏡と剣とを、それぞれ一組づつ所有された。

紀元238^{注12} 古語拾遺3¹ 寺3100¹
 新羅成¹⁶⁹ 807年
 3.081^{P-1/2}
 現在 9世紀 807年 784^P 794^P
 603 (むろつと) 本紀
 8世紀 712^記 728^記

と解^{かい}される。

さて、記紀などの編纂者^{へんさんしや}庫^{くら}が、

△神武天皇^{じんむてんかう}（つまり後期^{こうき}継体天皇^{けいていてんかう}）は、

崇神天皇^{すじんてんかう}に相当^{そうとう}する（第1表^{だいいちへう}ハ伏線^{ふくせん}）参照^{さんしやう}

と見^み做^なして、両天皇^{りやうてんかう}の事績^{じせき}を^い受^う識^し的^{てき}に混在^{こんざい}させ

たとするならば、ハ九世紀^{くせい}当時^{とうじ}

に著^あわされた書物^{しよぶつ}の表^{おもて}だつた話^{はなし}の筋^{すい}はさておき

現代^{げんだい}の我々^{われわれ}は（上^{じやう}事記^じ・日本書紀^{にっぽんしよき}・他^た）

△神武天皇^{じんむてんかう}あるいは崇神天皇^{すじんてんかう}の御代^{みよ}のこと

とされて^ないる記事^{きじ}の^おうちの多^{おほ}くが、

実は、継体天皇^{けいていてんかう}の御代^{みよ}の出来事^{できごと}であつたかも

知^しれな^いい[✓]

と、一^{いち}応^{おう}は視^し点^{てん}を^か変^へえ^ろ 考^{かん}え^てみ^なけ^れば

ならな^いよう^に思^{おも}わ^れる。

（*）

△では^ろ古語拾遺^{こごしゆい}（ハ〇七年^{しちねん}、齋^{いん}

部^ぶ広成^{ひろなり}援^{えん}）の崇神天皇^{すじんてんかう}系^{けい}を見^みてみよう。こ

う記^きさ^して^いる。

△磯城^{いそき}の瑞垣^{みづかき}の朝^{あさ}（崇神朝^{すじんちやう}）に至^{いた}りて、漸^や々^や

4783 21 3.081-2/2

便宜 2002

1249

570

37

3088-2/2

に神の威を畏りて、殿を同くしたまふに安か
らず。故、更に斎部氏をして石凝姥神が斎
天目一箇神が斎の二代を率て、更に鏡を鑄、
剣を造らめて、護の御璽と為す。是、今踐
祚す日に、軟る神璽の鏡、剣なり。仍り
て、倭の笠縫邑に就きて、殊に磯城の神籬を
立てて、天照大神および草薙剣を遷し奉りて
皇女豊鍬入姫命をして斎ひ奉らむ云々
とある。(「古語拾遺」岩波文庫、三〇一〇
三五―三七頁、三八頁参照) 以下は、
この記事の中ほどに、
崇神朝に更に鏡を鑄、剣を造らせた
是れが、今踐祚の日に用いられる神璽の鏡
と剣である。と
と記載されており、注目される。
この物語では、
雄略天皇の遺詔によつて、二朝時代が現
出することになった。
東(日辺日本国)の清寧天皇(白髮武廣國
押稚日本根子天皇)は、代々伝えられてきた

121 72
1120^r
3331² - 3/5

④ 3079
1344
K FT

あまのむらぐものつぎくとなきのつる主
天叢雲剣(草薙剣)とき

所有
3080' 未
この頁125行

神聖の八咫鏡とすでに受け継いでいられた。

西(大倭国)の天子(継体天皇)
 擁立するに当り
 崇神

天皇に相当する
継体天皇の爲
更に鏡と

け
て
い
る
神
璽
の
鏡
と
剣
で
あ
る

と
い
う
意
味
な
の
で
あ
ろ
う
と
解
釈
し
て
み
た
い
だ。

天皇が所有しておられた神璽の鏡と剣が、この近畿地方の清空

概要（がいよう）を（み）見ておく（こと）にしよう。
その後、どのような経緯（けいゐ）をたどったの

● 恐らく、本来の神璽であつた鏡と劔は、
徳天皇以降、武烈天皇の御代までは、東の国

近日本国の天皇の大殿の内に並祭られていた

武烈八年の十二月八日に、武烈天皇の皇位は

3081-1/2 未へ (二) 「荒」 示す所が...
3と、交り1の2と...
H4.8.26(水) 建休
H4.7.13(土)

3082-2/2 地図千二ノノ...
3251 ホノの山古墳か？
4/4 紀上270P...
3083P

3089 1/2 紀上238P
3089P 1/2

姫命に託けまつりて、倭の笠縫邑に祭る。仍よ
りて、磯聖城の神籬を立つ。示、日本大國魂神
を以ては、淳名城入姫命に託けて祭らむ。
然るに、淳名城入姫、髪落ち體瘦みて祭るこ
と能はず。
とある。(「日本書紀」上) 日本古典文学大系
岩波書店、二三八頁参照。
尚、倭大國魂(倭大神。大己貴命)は、穴
磯邑の大神(三輪山麓のすいじん)に祭られ
たと。(垂仁紀二十五年条末尾参照)
とある。察するところ、
(一) 崇神天皇に相当する 継体天皇が即位され
る直前、西の天子の爲 更に口鏡と口劍
とが造られた。
(二) 後期継体天皇の 神武天皇の
御代に、東の月辺日本国の口鏡と口劍は
宮中から笠縫邑へ遷された。
ということなのだろうか、と思われる。
口古語拾遺は、誤ってか、それとも意
図するところがあつたのかは分らない。
しかし、(一)と(二)の二つの出来事を続けて
連らなりに述べているのであろう。

3081-1/2 6行
現在

ケコヨ ケー20 20x20
現在 3081-1/2 6
3088-2/2 2行
3252-1/2
663P
3089P 1/2
OK
前頁17行

記(黒)161[↑] 3081-²/₃ 3.084[↑]

記(黒)161[↑] 百利8-287[↑] (草薙劍)
紀上570[↑] 三種の神器 920[↑] 3086[↑] 3行

九参照。引用は、明治三十六年版国定日本歴史教科書の文(言)による。

もつとも、**巻**までに述べると、第二次世界
大戦以前の学校教科書の類では、**記紀**のほか
古語拾遺など、**幾**つかの異伝を綜合した上、
潤色を加え、ほぼ次のように説述するのを例
とした。
①天孫降臨の際、天照大神が皇孫瓊瓊杵尊
に「三種の神器」を授け、「代々の天皇、あ
ひ伝えて皇位の御しるしとなし」、「つねに
宮中であつた」が、崇神天皇にいたり、「別
に鏡と劍とを模造せしめ」、「真の鏡(八咫
鏡)および劍(天叢雲劍)を笠縫邑に遷し、
垂仁天皇のときさらに伊勢国へ遷して、伊勢
神宮の神体とした。
②ところが、景行天皇のとき、日本武尊が伊勢
の斎宮倭比売命から賜った劍(草薙劍)は、
尾張国に留められ、熱田神宮の神体になつ
た、
というのである。へ「日本書紀」(上)日本書紀
文学大系、岩波書店、五七〇頁、補注二―一
九参照。引用は、明治三十六年版国定日本歴史

あひ伝へて

3.085P

3.087P

3.152P

紀には無い

3.081-1/2 15行

3.082-1/2 14行

つまり、
へ皇室に代々伝わる鏡・剣は、実は、崇神
天皇の御代に更に造られた模造品だ。
と解されてきたのだ。
■だが、それにしても、本物の天照大神（鏡）
を大庭の内に祭るのとは、漸畏神威、同殿不安
であらう。本物の天照大神（鏡）に似せ
て更に新しく造った模造品ならば、皇室の大
殿の内に祭り、代々の天皇が「與に床を同く
し殿を共にして」住んでも安心しておられた
ということになるわけであり、かなり
奇妙に思われる。（「古語拾遺」崇神天
皇条。神代紀（下）第九段一書第二参照）
■そしてまた、天孫降臨条
へ崇神朝に御世に「本物に似せて更に
造られた模造品」を宮中に置き、代々踐祚
の日にあひ伝えて皇位の御しるしにした。
というのでは、そもそも皇位の威厳にかか
わる。といえなくもあるまい。
■やはり、二朝時代を迎えた時、必要に迫ら

H30 (2018) 8, 9 (木) ~ 8, 10 (4回)
 H 11. 5. 4 ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
 ① 1434 第20号 ② 1444 ③ 1444 ④ 1444 ⑤ 1444 ⑥ 1444 ⑦ 1444 ⑧ 1444 ⑨ 1444 ⑩ 1444 ⑪ 1444 ⑫ 1444 ⑬ 1444 ⑭ 1444 ⑮ 1444 ⑯ 1444 ⑰ 1444 ⑱ 1444 ⑲ 1444 ⑳ 1444 ㉑ 1444 ㉒ 1444 ㉓ 1444 ㉔ 1444 ㉕ 1444 ㉖ 1444 ㉗ 1444 ㉘ 1444 ㉙ 1444 ㉚ 1444 ㉛ 1444 ㉜ 1444 ㉝ 1444 ㉞ 1444 ㉟ 1444 ㊱ 1444 ㊲ 1444 ㊳ 1444 ㊴ 1444 ㊵ 1444 ㊶ 1444 ㊷ 1444 ㊸ 1444 ㊹ 1444 ㊺ 1444 ㊻ 1444 ㊼ 1444 ㊽ 1444 ㊾ 1444 ㊿ 1444
 3.086 P

糸上 238 P
 ③ 12 ④ 3081 P 3/2
 35行

天つき
 改行

「更鑄鏡造創」
 たと解いた方加よりように思われる。
 ① 瓊瓊杵尊（仁徳天皇）以降、代々伝えられ
 ていった八咫鏡・天叢雲劍。
 ② 崇神天皇に相当する「継体天皇」が即位さ
 れる直前より、更に造られた鏡・劍。
 の二組とも、まづいかなる本物であるか
 と解いた。

*

① 伊勢神宮に安置されている本来の神璽、八咫鏡
 の直径は約四六センチ、外周は約八咫。
 ② 第一期二期時代を迎えるに当り、西の継
 体天皇の為、更に造られた神璽の鏡の直径
 は約八寸（三センチ）、外周は約四咫。
 であつたろうと推察される。（第二章「天
 において既述」第④図参照）
 ③ とすれば、八咫鏡に似せて、別に鏡を模

造した」ということにはなるまい。
 *
 ④ 3084 109行 下
 ⑤ 3084 109行 下
 ⑥ 3084 109行 下
 ⑦ 3084 109行 下
 ⑧ 3084 109行 下
 ⑨ 3084 109行 下
 ⑩ 3084 109行 下
 ⑪ 3084 109行 下
 ⑫ 3084 109行 下
 ⑬ 3084 109行 下
 ⑭ 3084 109行 下
 ⑮ 3084 109行 下
 ⑯ 3084 109行 下
 ⑰ 3084 109行 下
 ⑱ 3084 109行 下
 ⑲ 3084 109行 下
 ⑳ 3084 109行 下
 ㉑ 3084 109行 下
 ㉒ 3084 109行 下
 ㉓ 3084 109行 下
 ㉔ 3084 109行 下
 ㉕ 3084 109行 下
 ㉖ 3084 109行 下
 ㉗ 3084 109行 下
 ㉘ 3084 109行 下
 ㉙ 3084 109行 下
 ㉚ 3084 109行 下
 ㉛ 3084 109行 下
 ㉜ 3084 109行 下
 ㉝ 3084 109行 下
 ㉞ 3084 109行 下
 ㉟ 3084 109行 下
 ㊱ 3084 109行 下
 ㊲ 3084 109行 下
 ㊳ 3084 109行 下
 ㊴ 3084 109行 下
 ㊵ 3084 109行 下
 ㊶ 3084 109行 下
 ㊷ 3084 109行 下
 ㊸ 3084 109行 下
 ㊹ 3084 109行 下
 ㊺ 3084 109行 下
 ㊻ 3084 109行 下
 ㊼ 3084 109行 下
 ㊽ 3084 109行 下
 ㊾ 3084 109行 下
 ㊿ 3084 109行 下

安運奉32と

紀上146^P

紀上152 共4行

RE 152

$\frac{1}{2}$ 注意! 似た文あり

100

DATE

 3.087^P

水
て
い
た
。

伊勢神宮の「鏡」と、熱田神宮の「剣」
うち、元からあつた鏡と剣は、どのような運命をたどつたのだろうか。(八咫鏡) (天叢雲剣・草薙劍)
ここに、初めから見ていることにしよう。
第1表および記紀・古語拾遺等の記述を総合すると、次のような経緯が推察される。
天照大神(神功皇后)は、鏡を天忍穂耳尊(応神天皇)に授けて、
「吾が兒、此の宝鏡を視まさむこと当に吾を視るかごとくすべし。」
と仰せられた。(神代紀下第九段一書第二参照) 齋鏡とすべし
を共にして、
天照大神(神功皇后)は、瓊瓊杵尊(仁徳天皇)に、八坂瓊曲玉・八咫鏡・草薙劍(本名は天叢雲剣)の三種の宝物を賜わった。
神代紀下第九段一書第一。同第八段本文参照。
仁徳天皇以降、雄略天皇に至る迄は、八坂瓊曲玉を飾りとして取りつけた。八咫鏡と天叢雲剣は、まだ一組しかなく、これららの神璽は、東の日辺日本国の宮中に奉安さ

→ ③ 3096⁸
59.165

コクヨ ケー20 20×20

紀 5122^P 1289

仁德朝以降は、
鏡花月夜のたかきもの

6671

天幕は、ハズレを引く氷たか?

① 3102 2行 徑路
② 3096 15行 徑路

④ 3088^P 3/3 同文
紀上 238^P
④ 3251^P 同文 紀上 238^P 井上 212^P

大日魂=八戸神 紀上 128^P
おきみ 坂差をぬ 元 1714^P
御聖帝 3082^P 3,088^P

一五 ④ 3096^P 194^P
元元 2195^P

④ 3251^P 崇神 ④ 3082^P 3/3 末

雄略天皇の遺詔によつて、「共
治天下」の時代（第一期二朝時代）を「迎
こ」になり、新しい天子（ハツクニシラス天
皇に相当する継体天皇）を擁立する為、更に鏡と劍
が造られたのであろう。と想到される。
つまり、
● 東の朝廷（清寧天皇）武烈天皇に至る朝廷
には、元々から伝わる鏡と劍があり、
● 一方、西の朝廷（継体天皇の朝廷）には、
更に造られた鏡と劍が安置された、
と思われ。
■ 突如、西の継体天皇と東の武烈天皇との間
に、抜差ならぬ大きな亀裂が生じた。
■ 継体天皇は、西の天子の御璽である鏡と劍
を安閑天皇に譲り、自らは武烈天皇を討つ
て東の日本国（日本）の天皇「神日本磐余彦天皇
（神武天皇）」となられた。
■ この第二期二朝時代の「東の初代の神武天皇
（崇神天皇に相当）は、当初、天照大神（鏡）
と倭大國魂神（日本大國魂神）の二はしらの神
貴神の荒魂とする説がある」の二はしらの神
を、天皇の「大」の内に祀りしておられた。（日
本書紀）（日本古典文学大系）岩波書店、二三八頁を参考

「共治国家」

崇神紀六年条

を「天皇の大殿の内にお祭りーておられた」

(「日本書紀」(上)日本古典文学大系「岩波書

店」二三八頁「注一〇参照」

「しかし」(崇神天皇になぞらえられる)後期継体天皇は「

へ東西二朝のそれぞれの大殿の内に「神聖

の「鏡」と「剣」が「一組」づつ安置されて「いる

ならば」いつかまた再び「二朝間の

決裂の時」が訪れるのではなからうか」

と「危惧」された「相違ない」。(後述)

つまり「崇神天皇に相当する」後期継体

天皇は「

「其の神」(天照大神)および「倭大國魂」の二

の「神」の「教」を畏れて「共に住みたもうこと

を「安く思」召されなかつた」

の「だろ」う「か」

そして「その後」神武天皇(後期継体天皇)

は「城」に「たどり着いた」(「後」)

「第二編」(「笠縫色」)参照

「」